

平成 25 年 7 月 1 日

関係者の皆様へ

### 開発許可に係る一戸建て住宅地における 1 区画面積について

都市計画法第 29 条の規定による開発許可に係る一戸建て住宅地の最低敷地面積について、多治見市においては、本市住宅マスタープランに示された新規供給住戸の最低敷地水準をふまえ、一戸建て住宅地について 1 区画 200 m<sup>2</sup>以上確保されるよう、これまで、開発事業者のみなさまにお願いをしてきたところです。

しかしながら、同マスタープランの見直しにより最低敷地面積に係る数値目標が削除されたことや、少子化等社会経済状況の変化をふまえ検討した結果、すでに条例等に最低敷地面積が定められた下記 1 に掲げる区域を除き、今後は、開発許可に係る一戸建て住宅地の最低敷地面積については、原則として岐阜県宅地開発指導要領に定める基準（市街化区域：150 m<sup>2</sup>以上等）を準用することになりましたので、関係者の皆様のご理解をお願いいたします。

### 記

#### 1 条例等に最低敷地面積が定められた区域

- (1) 多治見都市計画地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 22 年条例第 26 号）第 6 条に定める区域：滝呂地区地区整備計画区域及び向島住宅団地地区整備計画区域については 200 m<sup>2</sup>以上、多治見駅北地区地区整備計画区域においては 150 m<sup>2</sup>以上
- (2) 市街化調整区域のうち、多治見市市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例（平成 20 年条例第 4 号）第 3 条に定める区域：200 m<sup>2</sup>以上
- (3) 市街化調整区域のうち、都市計画法第 34 条第 14 号の規定により岐阜県開発審査会の議を経る案件で、同審査会提案基準に最低敷地面積が定められている場合における開発区域：線引き前からの宅地における開発行為等について 200 m<sup>2</sup>以上等

#### 2 上記以外で条例等に最低敷地面積が定められていない場合は、原則として岐阜県宅地開発指導要領第 3 章第 2 節の 5 に定める基準を準用します。：市街化区域 150 m<sup>2</sup>以上等

問い合わせ先：多治見市役所 開発指導課

電話 0572-22-1111 内線 1399